

別紙様式 1

相互協議申立書（台湾用）

※整理番号

年 月 日 国税庁長官 殿	(フリガナ) 氏名又は名称			
	氏名又は名称の英語表記			
	納 税 地	〒 - (局 署)		
	(フリガナ) 法人の代表者氏名			
	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)		
	事 業 種 目		資 本 金	百万円

日台民間租税取決めに基づく相互協議について申し立てます。

相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 日本課税 <input type="checkbox"/> 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 移転価格課税 <input type="checkbox"/> 恒久的施設に関する課税 <input type="checkbox"/> その他の課税 <input type="checkbox"/> その他
------------	---

国外 関連 者 等	名 称			
	本店所在地等			
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係			
	台湾での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		

申立ての対象となる所得金額等

事業年度 (年分)	円貨による表示 (日本課税及び台湾課税の場合)		台湾通貨による表示 (台湾課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
年 月 日 ~ 年 月 日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
.				
.				
.				
合 計				

(次葉)

外国居住者等所得相互免除法第36条第1項(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例)等に規定する納税の猶予の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--	---

外国居住者等所得相互免除法第38条第1項(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例)等に規定する徴収猶予の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---	---

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)

国外 関連 者 等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係	
	台湾での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無
国外 関連 者 等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係	
	台湾での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名	
-----------	--

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

相互協議申立書（台湾用）の記載要領等

- 1 この申立書は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め第 24 条の規定に基づく相互協議に相当する手続として、同取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換（以下「相互協議」といいます。）について申立てを行うときに使用します。
- 2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各 1 部を、国税庁相互協議室に提出してください。
- 3 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「氏名又は名称」欄に日本語による表記を、「氏名又は名称の英語表記」欄に英語による表記を記載してください。
 - (2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
 - (3) 「相互協議申立ての理由」欄は、該当する項目にレ印を記載してください。なお、「恒久的施設に関する課税」には、恒久的施設の有無についての課税や恒久的施設に帰属する所得に対する課税（内部取引に対する課税）が該当します。「その他の課税」には、例えば、源泉徴収に関するもの（恒久的施設に対する源泉徴収に関するものを含まず。）等、「移転価格課税」や「恒久的施設に関する課税」に該当しない課税が該当します。
 - (4) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合には当該移転価格課税等又は事前確認に係る台湾に所在する国外関連者又は恒久的施設について英語で記載してください。また、「国外関連者等」が複数ある場合には、次葉の「国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄」を使用してください。
 - (5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、日本又は台湾における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額をいいます。以下同じです。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。
なお、源泉徴収された税額については金額の頭部に「（源）」と表示してください。
（注） この申立てが台湾における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあつては、その年の 12 月 31 日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を台湾通貨による金額と併せて記載してください。
 - (6) 相互協議の申立てが日本における移転価格課税等に起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額及び当該国税の額に係る加算税の額について、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 36 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予の申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書（台湾用）」等を提出する必要があります。）。
また、外国居住者等所得相互免除法第 38 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。
 - (7) （次葉）の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を記載してください。
- 4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。
 - (1) 申立てが日本又は台湾における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）
 - (2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し
 - (3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
 - (4) 申立者又はその国外関連者が台湾の権限のある機関に相互協議の申立てを行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その旨を証する書類の写し
 - (5) その他協議の参考となる資料
- 5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。
- 6 国税庁相互協議室への連絡
 - (1) この申立書又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
 - (2) 台湾における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進ちょく状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- 7 その他
 - (1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。
 - (2) 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8-1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）で閲覧できます。